

1 事業全般について	
Q1.	本補助金の各事業は、国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人等も補助対象となるのか。
A.	全ての事業において国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人等も補助対象となります。 (2023/10/19)
Q2.	本補助金にて整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのか。
A.	設備整備費の補助により調達した医療機器等については、厚生労働省告示により、6年の処分制限期間が定められています。よって、原則として、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、国庫補助であるため、厚生労働大臣の承認が必要となります。 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後においても、今後新型コロナウイルス感染症が再拡大することも考えられるため、本交付金で整備した設備は、財産処分を行うことなく維持されることが想定されています。なお、当該期間中において、本交付金の事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合(一時的に一般診療で使用する場合等)は、財産処分に該当しないため、厚生労働大臣の承認は必要ありません。 また、外来対応に伴うプレハブの設置等、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に撤去及び廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、厚生労働大臣の承認を受けずに撤去及び廃棄することが可能です。 いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。 なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。 (2023/10/19)
Q3.	過去に「東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業」における設備整備の補助を受けた医療機関も申請は可能か
A.	令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに「東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業」における医療施設施設・設備整備事業(新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業)の補助を受けた医療機関は「整備対象設備」のうち、 <b>病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備のみ申請対象となります</b> 。また、過去申請分からのリースの継続、過去申請分で整備した設備の撤去費用については対象外となります。 (2023/10/19)
Q4.	病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備とはどのような設備が該当するか。
A.	例として、これまで重点医療機関として病棟単位や区画単位で対応してきた医療機関が病室単位によるゾーニングに切り替えることに伴って新規に必要となる設備(例:HEPAフィルター付きパーテーション等)となります。 ※補助対象を旧重点医療機関に限るものではありません (2023/10/19)
Q5.	個人防護具については申請対象外となるのか
A.	本事業では申請対象外となりますが、「令和5年度東京都新型コロナウイルス感染症患者入院受入病床支援事業」の補助対象経費に含まれております。(申請等詳細は03-5320-4257まで) (2023/10/19)
Q6.	対象経費(8)の簡易病室及び付帯する備品とはどのようなものを指すか
A.	簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供するものを指します。なお、緊急的・一時的に整備が必要となることが想定されますので、購入ではなく、リースでの対応を検討してください。簡易病室を設置するにあたり、簡易病室と一体的に整備するもの(エアコンや医療機器等)については、付帯する備品として補助対象となります。ただし、付帯する備品のみ申請は認められません。 (2023/10/19)
Q7.	対象経費について、交換部品等は補助対象になるのか。
A.	整備した設備について、ランニングコストは補助対象外です。 (2023/10/19)
Q8.	機器をリースした場合でも補助を受けられるのか。
A.	補助対象となります。 その場合の設置に伴う工事等は、機器の補助基準額の範囲内において、補助対象となります。 (2023/10/19)
Q9.	医療機器を購入する場合、入札をしなければならない等の購入方法に関する制限はあるか。
A.	購入予定価格が160万円を超える場合は原則として入札を行っていただく必要があります。なお、本事業の実施期間が終了し、都が補助金額を確定した後においても、現地調査等により補助金の適正利用が認められない場合(市場価格より高い価格での購入などが疑われる場合等)、補助金返還対象となり得るのでご注意ください。 (2023/10/19)
Q10.	内示を受けた物品について、いつまでに納品する必要があるか。
A.	補助対象となる物品は令和6年2月29日までに納品していただく必要があります。つまり、令和6年2月29日を超えて納品された物品は補助対象外となりますのでご注意ください。また、事業期間内の設備整備であれば、内示前に購入いただいても差し支えありませんが、補助対象となるか否かの可否は、都の審査を経て決定となります。 (2023/10/19)
Q11.	東京都新型コロナウイルス感染者情報システム(MIST)上に受入可能病床数等の入力があるが、どのような内容を指すか。
A.	MISTにて、「医療機関情報」「受入に当たっての条件等(受入可能な陽性患者)」「受入可能な陽性患者数」等を更新いただくことを指します。毎日10時までに当日の状況を更新いただくことで、入院調整ポータル上で外来対応医療機関等に公開されます。 (2023/10/19)
Q12.	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があることが条件とあるが、申請時点で実績が無い場合は対象外となるのか。
A.	申請時点で新型コロナウイルス感染症患者の入院受入実績が無い場合でも、今後受入を行うために設備整備を行う医療機関については申請対象となります。ただし、申請から令和6年3月31日までの間で、入院受入の実績が無い場合については補助の対象外となりますので、積極的な受入をお願いいたします。 (2023/10/19)
Q13.	医療機関等情報支援システム(G-MIS)上に受入実績の入力を行うこととあるが、どのような内容を指すか。
A.	G-MIS内における「新型コロナウイルス感染症患者の入退院状況」の項目を更新することを指します。入院患者数等は日々更新していただきますようお願いいたします。 (2023/10/19)